

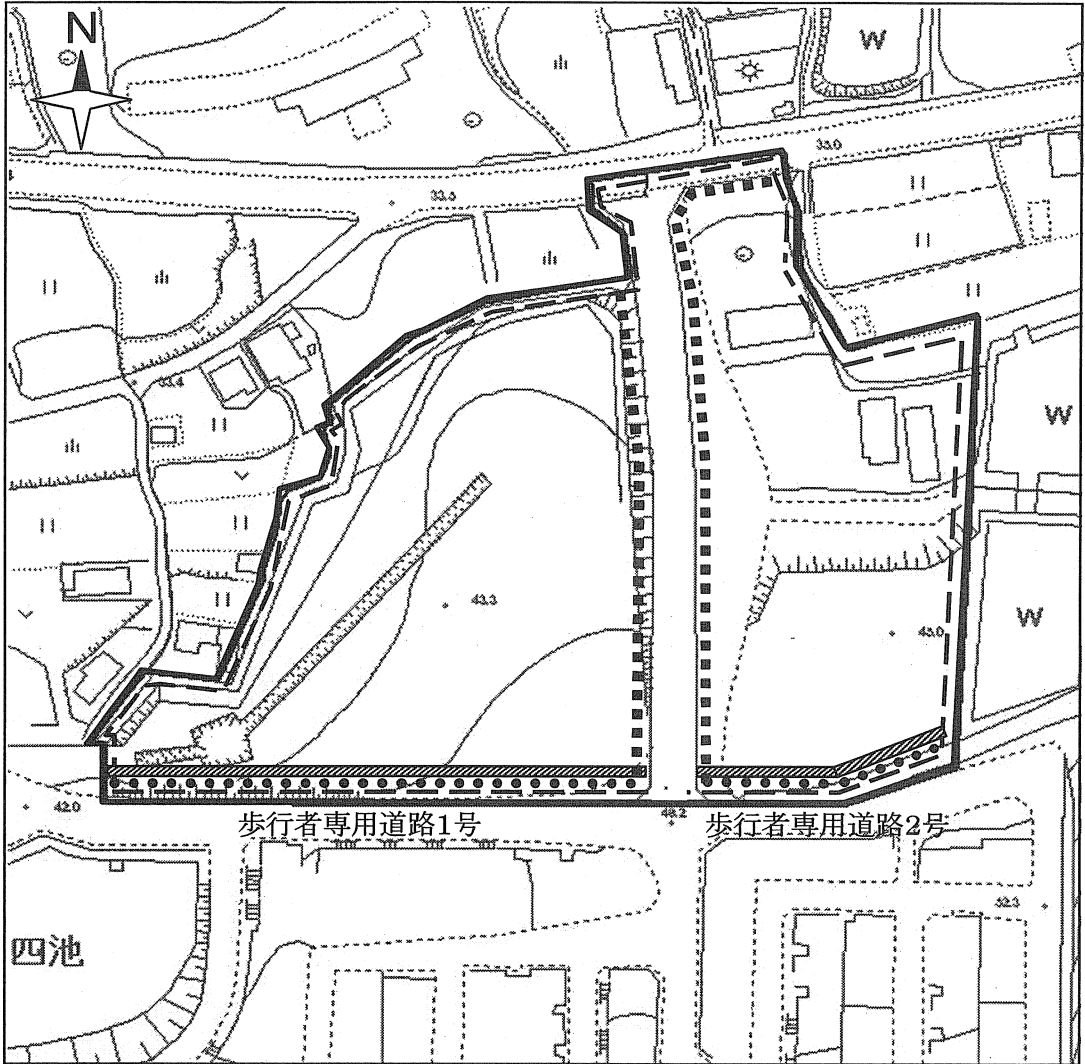
南山中地区地区計画における制限の内容 一覧

※表中、ゴシック文字の部分は、都市計画又は市建築条例により建築基準法上の制限となるものを示す。

I 商業・業務施設地区

用 途	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅 2. 住宅で、居住の用以外に供する用途を兼ねるもの 3. 共同住宅、寄宿舍又は下宿 4. ホテル又は旅館 5. 自動車教習所 6. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7. カラオケボックスその他これに類するもの 8. 畜舎
建 ぺい 率	60% (用途地域による制限)
容 積 率	150%
敷 地 面 積	300㎡以上
壁面の位置	<p>計画図に表示する道路境界線より5m以上 計画図に表示する道路境界線(歩行者専用道路1・2号)より2.5m以上 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの 2. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以下であるもの
高 さ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 15m以下 2. 第3種高度地区(用途地域による制限)
形 態 又 は 意 匠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地内の広告物又は看板(建築物に設置するものを含む)は自己の用に供するもの(自家用広告物の許可基準で定義されるもの)に限定する。また、周辺的美観・風致を損なうものを設置してはならない。 2. 外壁及び屋根等の形状や基調となる色彩については、周辺環境に調和し、かつ、著しく突出した意匠や著しく派手なものとしなない。
建 築 物 の 緑 化 率	建築物の敷地面積の10%以上
か き 又 は さ く の 構 造	<p>道路に面する敷地の部分(門柱、門扉、車庫の部分を除く)にかき又はさくを設置する場合は、次の各号に掲げるものとしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生け垣 2. 透視可能なフェンス等を設置する場合で前号と同等の機能を有するよう植栽により補完されたもの
備 考	ただし、各細区分ごとに建築基準法第86条第1項(同法第86条の2第4項において準用する場合を含む)の認定を受けた建築物について、建築物の敷地面積の最低限度の適用については、同一敷地にあるものとみなすこととする。

計 画 図



凡 例	
——	地区計画区域
- - -	地区整備計画区域
▨	地区施設
.....	壁面位置の制限 (2.5m)
.....	壁面位置の制限 (5m)